



平成 18 年 3 月期 個別財務諸表の概要

平成 18 年 5 月 26 日

会 社 名 株式会社 殖産銀行

上 場 会 社 名 株式会社 きらやかホールディングス

上場取引所 東

コ ー ド 番 号 8378

本社所在都道府県 山形県

(URL <http://www.kirayaka-hd.co.jp>)

代 表 者 取締役社長 氏名 澤井 誠介

問合せ先責任者 株式会社 きらやかホールディングス

取締役グループ統括マネージャー 氏名 佐川 章 TEL (023) 628 - 3944

株式会社 殖産銀行

取締役総合企画部長 氏名 須藤 庄一郎 TEL (023) 623 - 8111

決算取締役会開催日 平成 18 年 5 月 22 日

中間配当制度の有無 有

配当支払開始予定日 平成 18 年 6 月 29 日

定時株主総会開催日 平成 18 年 6 月 28 日

単元株制度採用の有無 有 (1 単元 1,000 株)

1. 18 年 3 月期の業績(平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日)

(1)経営成績 (注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経常収益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
18 年 3 月期	15,775	2.4	646		649	
17 年 3 月期	15,402	0.8	749		629	

	1 株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益	株主資本 当期純利益率	経常収支率	預金残高
	円 銭	円 銭	%	%	百万円
18 年 3 月期	10 20		3.0	95.9	592,583
17 年 3 月期	9 90		2.7	104.9	602,632

(注) 期中平均株式数 18 年 3 月期 63,604,625 株 17 年 3 月期 63,602,761 株

会計処理の方法の変更 無

経常収支率 = 経常費用 / 経常収益 × 100

経常収益、経常利益、当期純利益におけるパーセント表示は、対前期増減率

(2)配当状況

	1 株当たり年間配当金			配当金総額 (年 間)	配当性向	株主資本 配当率
	中 間	期 末				
	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
18 年 3 月期	7 50	5 00	2 50	477	73.5	2.4
17 年 3 月期	5 00	2 50	2 50	317		1.4

(3)財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1 株当たり 株主資本	自己資本比率 (国内基準)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
18 年 3 月期	634,414	19,128	3.0	300 63	8.07
17 年 3 月期	647,441	23,210	3.6	365 01	7.56

(注) 期末発行済株式数 18 年 3 月期 63,628,000 株 17 年 3 月期 63,588,224 株

期末自己株式数 18 年 3 月期 - 株 17 年 3 月期 39,776 株

2. 19 年 3 月期の業績予想(平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日)

業績予想につきましては、別途公表しております株式会社きらやかホールディングの業績予想をご参照下さい。

(添付資料)

株式会社 殖産銀行

比較貸借対照表 (主要内訳)

(金額単位:百万円)

科 目	平成17年度末	平成16年度末	比 較
(資 産 の 部)			
現 金 預 け 金	21,986	33,860	11,873
コ ー ル ロ ー ン	22,300	31,200	8,900
商 品 有 価 証 券	14	9	5
金 銭 の 信 託	100	1,984	1,884
有 価 証 券	99,326	84,136	15,189
貸 出 金	474,428	472,558	1,869
外 国 為 替	481	532	50
そ の 他 資 産	1,860	8,746	6,885
動 産 不 動 産	8,719	8,704	14
繰 延 税 金 資 産	3,620	3,553	67
支 払 承 諾 見 返	6,471	7,032	561
貸 倒 引 当 金	4,896	4,879	17
資 産 の 部 合 計	634,414	647,441	13,027
(負 債 の 部)			
預 金	592,583	602,632	10,048
譲 渡 性 預 金	4,100	4,343	243
コ ー ル マ ネ ー	117	107	10
借 用 金	6,000	3,140	2,860
外 国 為 替	0	3	2
そ の 他 負 債	2,366	3,743	1,376
退 職 給 付 引 当 金	2,306	2,043	262
再評価に係る繰延税金負債	1,339	1,184	155
支 払 承 諾	6,471	7,032	561
負 債 の 部 合 計	615,285	624,230	8,945
(資 本 の 部)			
資 本 金	7,700	7,700	-
資 本 剰 余 金	5,641	5,641	0
資 本 準 備 金	5,641	5,641	-
そ の 他 資 本 剰 余 金	0	-	0
利 益 剰 余 金	8,026	7,855	170
利 益 準 備 金	1,953	1,857	95
任 意 積 立 金	5,444	6,458	1,014
当 期 未 処 分 利 益	628	459	1,088
土 地 再 評 価 差 額 金	1,591	1,744	152
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,830	283	4,114
自 己 株 式	-	14	14
資 本 の 部 合 計	19,128	23,210	4,081
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	634,414	647,441	13,027

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(添付資料)

株式会社 殖産銀行

比較損益計算書 (主要内訳)

(金額単位:百万円)

科 目	平成17年度	平成16年度	比 較
経 常 収 益	15,775	15,402	372
資 金 運 用 収 益	11,926	12,215	288
(うち貸出金利息)	(11,106)	(11,330)	(223)
(うち有価証券利息配当金)	(797)	(864)	(66)
役 務 取 引 等 収 益	2,378	1,771	606
そ の 他 業 務 収 益	310	765	455
そ の 他 経 常 収 益	1,160	651	509
経 常 費 用	15,128	16,152	1,023
資 金 調 達 費 用	360	402	41
(うち預金利息)	(218)	(269)	(50)
役 務 取 引 等 費 用	848	855	7
そ の 他 業 務 費 用	661	958	297
営 業 経 費	10,816	10,845	28
そ の 他 経 常 費 用	2,441	3,090	648
経 常 利 益	646	749	1,396
特 別 利 益	192	338	145
特 別 損 失	45	31	13
税 引 前 当 期 純 利 益	794	442	1,236
法人税、住民税及び事業税	19	19	0
法 人 税 等 調 整 額	126	167	41
当 期 純 利 益	649	629	1,278
前 期 繰 越 利 益	348	335	13
土地再評価差額金取崩額	1	16	18
退職給与積立金取崩額	14	8	6
自己株式処分差損	-	0	0
中 間 配 当 額	318	159	159
中間配当に伴う利益準備金積立額	63	31	31
当 期 未 処 分 利 益	628	459	1,088

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(添付資料)

株式会社 殖産銀行

比較利益処分(案)

(金額単位：円)

科 目	平成17年度	平成16年度	比 較
当 期 未 処 分 利 益	628,444,267	459,963,978	1,088,408,245
任 意 積 立 金 取 崩 額	-	1,000,000,000	1,000,000,000
別 途 積 立 金 取 崩 額	-	1,000,000,000	1,000,000,000
計	628,444,267	540,036,022	88,408,245
利 益 処 分 額	291,442,000	191,167,520	100,274,480
利 益 準 備 金	32,372,000	32,196,960	175,040
配当金(1株につき2円50銭)	159,070,000	158,970,560	99,440
任 意 積 立 金	100,000,000	-	100,000,000
別 途 積 立 金	100,000,000	-	100,000,000
次 期 繰 越 利 益	337,002,267	348,868,502	11,866,235

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 動産不動産

動産不動産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：15年～50年

動産：3年～6年

(2) ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可

能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 7,057百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異(4,401百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金利スワップの特例処理によっております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(添付資料)

株式会社 殖産銀行

会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当事業年度から適用しております。これにより税引前当期純利益は21百万円減少しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 子会社の株式総額 10百万円

なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,728百万円、延滞債権額は 19,637百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 50百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 4,792百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 26,207百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,294百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 25,536 百万円

その他 2 百万円

担保資産に対応する債務

預金 728 百万円

上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、有価証券 18,203百万円を差し入れております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、48,903百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが41,566百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,197百万円

10. 動産不動産の減価償却累計額 7,988百万円

11. 動産不動産の圧縮記帳額 1,024百万円
(当事業年度圧縮記帳額 - 百万円)

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 6,000百万円が含まれております。

13. 会社が発行する株式の総数

普通株式 95,000千株

発行済株式総数

普通株式 63,628千株

14. 会社が保有する自己株式の数

普通株式 39千株

15. 取締役及び監査役に対する金銭債権総額 584百万円

上記金銭債権総額は、取締役及び監査役が代表取締役を兼任している会社に対するものであります。

(添付資料)

株式会社 殖産銀行

(損益計算書関係)

1. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
遊休	土地	山形県鶴岡市	12
遊休	土地	山形県上山市	4
遊休	土地	新潟県新発田市	4
計			21

上記の遊休資産としている土地について、今後の利用計画も無く、地価も著しく下落しているため、減損損失を認識いたしました。

営業店舗については、それぞれを収益管理上の区分（エリアに属する店舗グループ、エリアに属しないそれぞれの店舗）ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産は、各資産を最小単位としております。本部、地区センター等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

それぞれの資産について投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価格であります。正味売却価格は「不動産鑑定評価書」に基づいて算定しております。

リース取引関係

E D I N E Tにより開示を行うため記載を省略しております。

有価証券関係

第158期（平成18年3月31日現在）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。

第157期（平成17年3月31日現在）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。

税効果会計関係

第158期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	第157期 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
税務上の繰越欠損金	税務上の繰越欠損金
3,293 百万円	3,643 百万円
貸倒引当金損金算入	貸倒引当金損金算入
1,676 百万円	1,715 百万円
限度超過額	限度超過額
その他有価証券評価差額	退職給付引当金損金算入
1,549 百万円	825 百万円
退職給付引当金損金算入	限度超過額
932 百万円	減価償却の償却超過額
限度超過額	193 百万円
減価償却の償却超過額	株式等償却否認額
160 百万円	110 百万円
株式等償却否認額	その他
110 百万円	268 百万円
その他	繰延税金資産小計
419 百万円	6,756 百万円
繰延税金資産小計	評価性引当額
8,140 百万円	3,009 百万円
評価性引当額	繰延税金資産合計
4,519 百万円	3,746 百万円
繰延税金資産合計	繰延税金負債
3,620 百万円	192 百万円
繰延税金負債	繰延税金資産の純額
- 百万円	3,553 百万円
繰延税金資産の純額	
3,620 百万円	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実行税率	
40.4 %	
(調整)	税引前当期純損失であるため、記載しておりません。
交際費等永久に損金に算入されない項目	
2.4 %	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	
3.7 %	
住民税均等割等	
2.4 %	
評価性引当額の減少額	
25.6 %	
再評価に係る繰延税金負債の減少額	
0.1 %	
その他	
2.2 %	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	
18.2 %	